

防整施第6946号  
28.3.31  
改正 防整施第9732号  
28.5.17  
改正 防整施第4680号  
29.3.30  
一部改正 防整施第4969号  
令和2年3月30日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
各地方防衛局長  
防衛監察監  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

#### 工事現場等における施工体制の点検要領について（通知）

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いについて（防整施（事）第147号。28.3.31）第7に基づき、工事現場等における適正な施工体制の確保に資するため、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第15579号。27.10.1）は廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 工事現場等における施工体制の点検要領

## (目的)

- 1 建設工事の品質を確保し、防衛施設の建設が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、防衛省が発注した工事（各所修繕等を含む。）の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

## (適用対象)

- 2 点検のうち監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任に関する点検は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第26条第3項に該当する工事（請負金額が2,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、5,000万円以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこととする。

## (点検の基本)

- 3 点検事項については、次のとおりとする。

## (1) 点検事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

## (2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

- ア 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第13号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- イ 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、同条第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

### (3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

### (入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等)

## 4 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等については、次のとおりとする。

### (1) 入札前における確認

上記2の前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者等の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。発注者支援データベース・システム（当該システムを導入していない場合を除く。以下同じ）を用いて配置予定の監理技術者等が重複しないことを確認し、申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、更に監理技術者等の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。

なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。

### (注) 発注者支援データベース・システム：

工事实績情報サービスと企業情報サービスをネットワーク化したサービス

### (2) 入札後、契約前における確認

上記2の前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の落札者を対象に、発注者支援データベース・システムを用いて配置予定の監理技術者等が重複しないことを確認し、重複があった場合は、更に監理技術者等の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。

専任制違反となる事実が確認された場合、契約を結ばないこととする。なお、この場合において発注者が承認した場合の外は、申請書等の差し替えは認めないこと。

### (3) 契約後における確認

上記2の前段に定める契約工事のうち、専任の監理技術者等を配置する工事については、当該工事のCORINS登録（請負金額が500万円未満の場合を除く。以下同じ。）後、発注者支援データベース・システムにより監理技術者等の重複、所属及び資格者証保持のチェックによる疑義情報がないかを確認し、監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。なお、CORINSを導入していない場合においては、受注者からCORINSより出力される内容確認書を提出させ、確認するものとする。

専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させたいうえで、指名停止及び工事成績の減点等を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者等の交替は発注者が承認した場合の外は認めないこと。

(注) CORINS：工事实績情報サービス（財団法人日本建設情報総合センターが運営管理を行っている。）

(現場における施工体制の把握)

5 現場における施工体制の把握については、次のとおりとする。

なお、施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、付紙第1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び付紙第2「一括下請負に関する点検について」による。

(1) 監理技術者資格者証等の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証等の提示を求め、その者が、建設工事請負契約書(建設工事請負契約について(防整施(事)第146号。28.3.31)に定める建設工事請負契約書をいう。以下同じ。)第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者等と同一人であり、請負者に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、建設工事請負契約書第49条第1項第1号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定監理技術者等と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検

建設工事請負契約書第10条に基づく通知による監理技術者等が、申請書等に記載された配置予定監理技術者等と同一人であり、請負者に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定監理技術者等と同一人を監理技術者等とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約に係る書面の写し及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

なお、施工体制台帳は、付紙第3「施工体制台帳」、付紙第4「施工体制台帳(次下請負人に関する事項)」及び付紙第5「再下請負通知書」を参考とする。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

なお、施工体系図は、付紙第6「施工体系図」、付紙第7「施工体系図(工事担当技術者台帳)」を参考とする。

(6) 施工体制の把握

ア 施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものではないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。なお、施工体制の把握の結果の整理は、付紙第8「工事現場における施工体制の把握表」を参考とする。

イ 次に掲げる届出の義務を下請業者(当該届出の義務がない者を除く。)が履行しているかを点検すること。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の

## 義務

- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務点検の結果、不履行があった場合は、必要な措置を講じること。
- (7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検  
建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。  
このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- (8) 施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合の措置  
施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官及び分任契約担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）及び建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、請負者に対する是正を求める前に支出負担行為担当官等及び建設業許可部局に連絡する。
- ア 監理技術者、施工計画に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に疑義があった場合。
- イ 一次下請負人の記載漏れがあった場合。
- ウ 二次下請負より下位の下請負人にあつては、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。
- エ 上記イ、ウについては、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後  
に適用する。
- (9) 共同企業体の場合  
共同企業体の場合は、すべての構成員で監理技術者等が配置されていることを把握。
- (10) 外国人建設就労者の状況把握  
提出された施工体制台帳及び再下請負通知書において、外国人建設就労者の従事  
の状況を点検すること。  
このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- (その他)
- 6 その他の事項については、次のとおりとする。
- (1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注間で統一的な取組みを行う  
ことによって効果が発揮できることから、各発注者において、工事現場の立入点  
検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、  
協調体制の一層の強化に努めること。
- (2) 発注者データベース・システム（当該システムを導入していない場合を除く。）  
による現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期  
登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。
- (3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されたものであ  
り、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するた  
めに必要な場合に適切に活用すべきものであることに留意すること。  
なお、施工体制台帳の活用にあつては、付紙第9「施工体制台帳等活用マニユ  
アル」による。

(委任規定)

7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、整備計画局  
施設計画課長が定めるものとする。

## 施工体制台帳等活用マニュアル

## 1. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

## (1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

別紙1のチェックポイントを参考にして、必要に応じその充実を図り、施工体制台帳等のチェックリストを作成の上、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。

また、実際の確認作業に当たっては、別紙2の活用事例を参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

## (2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に次の2点について、重点的に確認を行う必要がある、特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

## ①技術者の現場専任制の徹底

専任を要する監理技術者又は主任技術者に対して、工事現場へ臨時に点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証等の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意する。

## ②一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む。）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む。）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

## 2. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

## (1) 現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

## (2) 適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると

疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならない。

(3) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。更に、工事成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

(4) 第三者による施工体制の確認

適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも提示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。

なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対してこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるため、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示請求等に応じ、開示することが望ましい。









































































































